

令和3年度 ひとり親家庭等

# 無料法律相談

(女性弁護士)

対象：川崎市にお住まいのひとり親、寡婦、離婚前の方

【相談日時】①夜間 18:30~20:00 毎月第2金曜（8月除く、2月は第3金曜）

②日中 13:30~15:00 奇数月第4金曜（7月は第5金曜）

【相談時間】1人につき30分

【相談員】弁護士（女性の弁護士が対応します）

【電話申込】実施日の1か月前から電話受付 ☎ 044-733-1166

4月 ●9日(金)	5月 ●14日(金) ○28日(金)	6月 ●11日(金)	7月 ●9日(金) ○30日(金)	9月 ●10日(金) ○24日(金)	10月 ●8日(金)
11月 ●12日(金) ○26日(金)	12月 ●10日(金)	1月 ●14日(金) ○28日(金)	2月 ●18日(金)	3月 ●11日(金) ○25日(金)	

※●の日は18:30~20:00、○の日は13:30~15:00

川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ

☎ 044-733-1166

